



県 章

# 滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）  
9 月 28 日  
第 3147 号  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 告 示

- 木材業者の登録（森林政策課） ..... 1
- 生活保護法による居宅介護担当機関の指定（健康福祉政策課） ..... 1
- 生活保護法による居宅介護支援計画の作成担当機関の指定（健康福祉政策課） ..... 1
- 生活保護法による介護予防担当機関の指定（健康福祉政策課） ..... 2

### ○ 公 告

- （仮称）創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価実施計画書に対する知事意見の公告（琵琶湖再生課） ..... 2

### ○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（東近江） ..... 4

## 告 示

### 滋賀県告示第529号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および甲賀森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

平成21年9月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

地 方 機 関 名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
甲賀森林整備事務所	甲賀市水口町三大寺1449番地120	(株)グリーンライズ 代表取締役 山本淳次

### 滋賀県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護担当機関として、次のものを指定した。

平成21年9月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 名 称	指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき	近江八幡市馬淵町22-2	特定非営利活動法人訪問介護ステーションひびき	近江八幡市馬淵町22-2	訪問介護	平成 21. 8. 1

### 滋賀県告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成担当機関として、次のものを指定した。

平成21年 9月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 名 称	指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所マ イケアプラン栗東	栗東市苅原193	合同会社マイケアプ ラン栗東	栗東市苅原193	平成 21. 8. 1

**滋賀県告示第532号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、同法による介護扶助のための介護予防担当機関として、次のものを指定した。

平成21年 9月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 名 称	指 定 に 係 る 事 業 所 等 の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	サービ ス の 種 類	指 定 年 月 日
特定非営利活動法 人訪問介護ステー ションひびき	近江八幡市馬淵町 22-2	特定非営利活動法 人訪問介護ステー ションひびき	近江八幡市馬淵 町22-2	介護予防訪問 介護	平成 21. 8. 1

**公 告****（仮称）創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価実施計画書に対する知事意見の公告**

創価学会代表役員正木正明より送付のあった（仮称）創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境保全の見地からの意見を平成21年9月18日に述べたので、同条第6項の規定により公告する。

平成21年 9月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価実施計画書に係る環境の保全の見地からの意見は、次のとおりである。

（全般的事項）

- 事業地およびその周辺には、多様な生物を育む樹林帯および湿地帯が存在することから、次の事項に十分留意した上で事業を実施すること。
  - 事業地内の樹林帯および生物をできる限り保全し、周辺の自然環境との調和を図ったものとする。
  - 事業地内外における動植物の分布状況および生息環境について詳細な調査を実施し、事業実施による影響を予測評価すること。
  - 造成緑地に使用する植栽の植物種を明らかにすること。なお、使用する植物については、事業地内にあるものを積極的に活用すること。
  - 事業地の外縁には樹林帯を設ける等して周囲からの眺望に配慮すること。
- 事業地内に存在する樹木の量を把握し、伐採樹木の発生量を予測評価するとともに、燃料や原材料のほか、法面の植栽に切り株を使用する等の様々な方法を検討し、できる限り再利用すること。

（事業計画）

- 駐車場の整備計画について、周辺の道路における季節的な自動車交通量の変化、事業地への来場者が集中する日の想定、他の墓園での実績等を考慮し、その妥当性を検証すること。
- 事業地内に設置する建築物、土木構造物等の詳細を明らかにすること。
- 給水計画について、給水の全部または一部が地下水で賄えない場合の対応方法を明らかにし、それぞれの対応ごとに水収支を算定すること。
- 場内から発生する生活排水等を処理する浄化槽について、人槽、処理目標水質および処理方式等の仕様を明らかにすること。

浄化槽の仕様決定にあたっては、流入原水の負荷変動や厨房から発生する油分への対応について留意すること。

また、浄化槽処理水の放流先である調整池についても、富栄養化により藻が異常繁茂しないよう、管理方法を検討しておくこと。

- 7 工事中の雨水排水対策として設置される仮設沈砂池について、水力計算や沈降試験を行う等し、その妥当性を検証した構造とすること。

（対象事業が実施されるべき区域およびその周囲の概況）

- 8 環境要素ごとにとりまとめられている「地域の自然特性全般に関する基礎的状況」について、引用データ、地域に適用される環境基準値、動物種に係る文献調査結果等が具体的に示されていない箇所があるため、参考とした具体的なデータ等を準備書に記載すること。

（大気質・騒音・振動）

- 9 施設供用時の大気質・騒音・振動の予測評価については、駐車場の整備計画の検証結果を十分反映したものとすること。

（水象・水質）

- 10 工事中の濁水による瀬田川への影響の予測評価については、下流に天ヶ瀬ダムがあることを踏まえた内容とすること。

- 11 事業地南側に存在する溜池について、水質や生物に加え、利水状況に関する調査を行い、利水の観点を踏まえた総合的な予測評価を行うこと。

（地下水）

- 12 森林伐採や土地の改変により地下水の状況に影響を与える可能性があるため、施設の存在・供用時のほか工事実施時についても予測評価すること。

（動物および植物）

- 13 事業地周辺は、水生昆虫をはじめとする多様な生物の生息地であることから、動植物等の調査範囲を西側に拡大し、北側水路、曾束川および瀬田川の水域界までとすること。

- 14 動物に係る現況調査計画について、重要種等の選定は、既存資料からのみならず、実際に生息しているものを確認した上で行うこと。

なお、調査にあたっては、対象とする生物に適した調査手法および調査地点を選定することが必要であるので留意すること。

- 15 事業地内の北西側に存在する放置田は、多様な生物の生息地となっている可能性があるため、保全管理すること。また、放置田における植物および動物の予測評価は、保全管理の方法を踏まえたものとすること。

（景観）

- 16 景観に係る調査地点およびその選定根拠を明らかにし、その予測評価結果を準備書に記載すること。

調査地点の選定にあたっては、主要地方道および遊歩道等、一般の者が広く利用する場所および事業地を見下ろすことのできる高所等からの眺望を予測評価する必要があるため、留意すること。

- 17 事業地内に設置する管理棟等の建築物および擁壁等の土木構造物について、その色彩および明度を明らかにし、景観に係る予測評価の内容に追加すること。

- 18 外灯の配置およびその使用方法を明らかにし、夜間に外灯を使用する場合は、景観に係る予測評価の内容に追加すること。

（人と自然との触れ合いの活動の場）

- 19 事業地内外には身近な自然素材が存在している可能性があり、また環境影響評価を実施する区域内に大津市の都市計画緑地である「曾束緑地」が含まれることから、「人と自然との触れ合いの活動の場」の環境要素についても調査および予測評価すること。

（廃棄物）

- 20 工事中に発生する伐採樹木および施設共用時に発生する一般廃棄物等、各廃棄物の種類別の発生量を予測評価し、処分方法ごとに準備書に記載すること。

（温室効果ガス）

- 21 温室効果ガスについては、樹木の伐採による二酸化炭素吸収量の減少についても予測評価すること。

（文化財）

- 22 事業地の周辺には、埋蔵文化財包蔵地（曾束遺跡）が存在するほか、埋蔵文化財の有無を確認するための分布調査が事業地内で十分に行われていないため、未周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性がある。

このため、埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に大津市教育委員会文化財保護課と協議すること。

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県東近江健康福祉事務所告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成21年9月28日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ゆりかごネット 第3デイサービスセンター	東近江市蛇溝 町70-4	特定非営利活動法人 ゆりかごネット 理事長 小島智津子	東近江市中野 町733番地1	通所介護 介護予防通 所介護	平成 21. 9. 1	2570500658